

令和7年8月20日

小型家電リサイクル小委員会 委員の皆様からの御意見

資源の有効な利用の促進に関する法律における指定再資源化製品に、新たに電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを指定することについて、小型家電リサイクル小委員会委員からの御意見は以下のとおりです。

(敬称略、五十音順)

委員名	御意見
村上進亮	<ul style="list-style-type: none">・ 今回の指定に対して特にコメントはありません。追加、解除等含めた見直しを適切に行っていくことが必要だろうと思います。・ 「ハンディファン」、「ファンベスト (LIB 付き作業着)」、「ワイヤレスイヤホン」など既にリスクが顕在化しつつある品目もあることから、特に期間を定めずに品目については常に検討をしていただきたい。・ 小型家電リサイクル法含め、一般市民から見て枠組が併存、乱立するように見えると混乱を来す恐れがあるので留意すること。
大塚直	御意見なし
奥田亘	御意見なし
金澤貞幸	御意見なし
金城正信	<ul style="list-style-type: none">・ 電源装置及び加熱式たばこに関しては製品に占めるリチウム蓄電池の容量が大きく危険性が高いので、回収には個別回収などの他のリチウム蓄電池の製品と混載しない仕組みを行っていただきたい。・ 加熱式たばこは、製造メーカー3社で100%に近いシェアがあることから、たばこ協会を中心に同業3社が連携して販売先等を通じてデポジット回収を行うなどの自立した回収を積極的に行っていただきたい。・ 携帯電話用装置に関しては、小型家電リサイクル法の対象製品でも有るので、認定会社と連携していただき回収・リサイクルに努めていただきたい。・ リチウム蓄電池使用製品の製造事業者は、消費者が使用時はもとより、使用済み後の運搬やリサイクル処理に於いても発火しない安心安全な製品の開発や販売に注力を注いでいただき、製造者責任を果たしていただきたい。
鬼沢良子	<ul style="list-style-type: none">・ 早急な手続きをお願いいたします。・ 他にもハンディファン、ファン付き作業着、ワイヤレスイヤホンも今後廃棄が増えますので、問題になると思います。・ 従って、メーカーは危険性の少ない燃えない電池の開発を進める必要があると思います。
齋藤優子	<ul style="list-style-type: none">・ リチウムイオン電池 (LIB) に起因する発煙発火を極力防ぐとともに資源有効利用を図る回収スキームを確立することは、長期的に日本の資源戦略にも直結するため、極めて重要であると考えます。・ 4月15日の環境省通知発出に伴い、今後使用済み LIB 回収に取り組む自治体が増えると考えられます。 <p>資源の有効な利用の促進に関する法律の指定再資源化製品の指定に伴い、業界団体の取組を推奨することで回収が推進されることを大きく期待しておりますが、国民が適正に使用済み LIB を排出でき、自治体側が安全に取り扱えるよう、事業者・関係団体と自治体が連携して取り組む事例を増やしていただきたいと思います。事業者・自治体双方が協力した取り組みが地域の事例として見える化できると国民への啓発も進むと思います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ ファンやカイロ付作業服やハンディファンなど、廃棄する時の判断に迷い、プラスチックごみや燃えるごみ、不燃ごみ等への混入が懸念される LIB 内蔵品目が増えてきていると思われる。また小型家電全体でも、携帯性向上のために LIB 内蔵のものがかなり増えていきます。LIB の回収・資源化は小型家電回収・資源化と両輪で進めるべき事案と思います。

二木玲子	<ol style="list-style-type: none"> 1. 廃棄物の処理施設や収集運搬過程において、リチウムイオン電池を起因とする火災が頻発しています。私ども廃棄物処理に携わる業界にとって、廃棄物処理の現場におけるこのような火災事故は、事業の死活にかかわる問題であり、地域社会の生活環境の保全に支障が生ずるのみならず、業界の大きな使命である循環型社会の形成にも少なからず影響があるものと危惧するところです。 2. 処理施設では、混入リチウムイオン電池の排除に多大な人力、経費をかけているところですが、やはり限界があり、排出側で廃棄物に混入させないような社会システムを構築、強化することが不可欠と感じております。 3. このような状況のもと、容り協のデータ等から見ても今回の3製品の指定は適切なものと考え承諾いたします。ただし、「加熱式たばこ」に「電子タバコ」が含まれていないということが気になります。「電子タバコ」にも熱源としてリチウムイオン電池が使われ、実際に廃棄物へ混入している状況です。 4. その上で、制度の実効性を高め、リチウムイオン電池の回収に完璧を期すよう、以下の点に留意すべきと考えます。 <ol style="list-style-type: none"> (1)すでに指定再資源化製品として指定されるリチウムイオン電池を含む「密閉型蓄電池」については、業界のご尽力によりJBRCの回収体制が構築されています。しかし、広域認定制度の限界等の理由から、廃棄されるリチウムイオン電池が全て回収対象とはなっていません。今回の3製品の指定を契機に、拡大生産者責任のもと、より実効性が高く完璧な回収が期待できるように制度を運用していくことが重要と考えます。 (2)今回の3製品に加えて、たとえばハンディファン、ワイヤレスイヤホン等も現場では混入が確認されています。今後、リチウムイオン電池を使用する商品はますます増加し、種類も増えることが推量されます。商品動向の変化に応じて、指定製品を増やしたり、さらに包括的な指定を行ったりするなど、排出状況や被害状況に対して迅速な対応が必要と考えます。 (3)指定とともに、製品への表記、業界等による回収体制の構築、制度に対する周知の徹底等を通して、消費者、事業者が迷うことなく分別し、手元から安全に廃棄され、資源化できる為の適切な制度を運用することが最も重要だと考えます。
山本雅資	御意見なし
吉田綾	<ul style="list-style-type: none"> ・指定再資源化製品に新たに電源装置、携帯電話用装置、加熱式たばこデバイスを指定することについて、指定そのものに異存はありません。ただし、自主的取り組みによる回収促進には限界があり、実効性については引き続き注視する必要があると考えます。 ・また、小型家電リサイクル法との関係において、品目ごとに回収スキームが異なる例が増えることで、消費者がどこにどう出せばよいか一層混乱する恐れもあります。リチウム蓄電池に起因する発火事故への対応としては、個別品目ごとの対応ではなく、例えば「リチウム蓄電池を内蔵する一体型製品」として一括で指定するなど、より包括的かつ体系的な指定方法の検討も必要ではないでしょうか。